

令和８年第４回八百津町議会臨時会会議録

令和８年７月16日、第４回八百津町議会臨時会は、八百津町議会議事堂に招集された。
次第は次のとおりである。

１．応招議員（10名）

１番 平 井 俊 英

３番 アディエ 三恵

５番 後 藤 一 夫

７番 後 藤 香代里

９番 加 藤 良 治

２番 井 戸 正 秀

４番 渡 邊 成 章

６番 安 藤 峰 行

８番 赤 塚 孝 博

10番 林 俊 宏

２．不応招議員（なし）

令和8年第4回八百津町議会臨時会会議録

令和8年7月16日（木曜日）

1. 出席議員（10名）

1 番	平 井 俊 英	2 番	井 戸 正 秀
3 番	アディエ 三恵	4 番	渡 邊 成 章
5 番	後 藤 一 夫	6 番	安 藤 峰 行
7 番	後 藤 香代里	8 番	赤 塚 孝 博
9 番	加 藤 良 治	10 番	林 俊 宏

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	金 子 政 則	副 町 長	古 田 功
教 育 長	社 本 勝 義	総 務 課 長	上 野 義 治
町 民 課 長	後 藤 光 次	健康福祉課長	佐 藤 充 之
建 設 課 長	平 井 靖 司	農 林 課 長	大 鋸 悟
地 域 振 興 課 長	鈴 木 彰	水 道 環 境 課 長	林 誠
教 育 課 長	飯 田 博 年	防 災 安 全 室 長	井 戸 篤 哉
秘 書 室 長	岩 井 好 正	会 計 管 理 者	松 浦 政 和

4. 職務のため出席した事務職員

事 務 局 長	赤 塚 誠	書 記	平 林 沙 姫
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

午前10時25分開会

○議長（後藤一夫） ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第4回八百津町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表に従って、会議を進めたいと存じます。

朗読は省略させていただきます。

○議長（後藤一夫） 日程第1、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

事務局長 赤塚 誠さん。

○事務局長（赤塚 誠） 報告いたします。

議案の提出について、本日付をもって八百津町長から議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ、2件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和8年5月分の例月出納検査の結果報告についてが、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第14号により報告いたします。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、随時監査の結果報告について、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第15号により報告いたします。

次に、本日付をもって、議会運営委員会委員長から所管事務のうち、特定事件等について、閉会中の継続調査の申出がありましたので受理いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名者は、会議規則第121条の規定により、1番 平井俊英さん、2番 井戸正秀さんの両名を指名いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいと思います。

これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の１日間と決定いたしました。

ここで、金子町長からご挨拶と提案理由の説明をいただきます。

町長 金子政則さん。

（町長 金子政則 登壇）

○町長（金子政則） 本日ここに令和８年第４回八百津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今臨時会は、かねてから検討を重ねてまいりました小中学校の統合につきまして、６月に開催した総合教育会議において、「学校統合を早期に結論づけるべき」とのご意見をいただいたところであり、また、小中学校統合基本計画の策定にも速やかに着手する必要があるため、関係条例の一部改正の議決をお願いするべく招集させていただきました。

また、あわせて、国の補正予算による交付金事業等の補正予算も上程させていただきました。

それでは、本臨時会に提案いたします議案につきまして申し上げます。

提案いたしました案件は、条例関係１件、補正予算１件の計２件であります。

議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、八百津町小中学校統合基本構想に基づき、現在の小学校及び中学校をそれぞれ統合し、新たに小学校及び中学校を併設する小中一貫型の学校を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第61号 令和８年度八百津町一般会計補正予算（第３号）は、国の補正予算による交付金事業や６月定例会以降の諸事情により、予算化の必要が生じた事務事業費の補正予算であります。

以上、提出議案２件について申し上げますが、それぞれの議案の詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重に審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

（町長 金子政則 降壇）

○議長（後藤一夫） 日程第4、議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育課長 飯田博年さん。

○教育課長（飯田博年） 議案書1ページをご覧ください。

議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

この条例の一部改正は、学校施設の計画的な維持管理を実施していくための基本的な指針として、令和3年3月に策定しました八百津町学校施設長寿命化計画に基づいた学校施設の見直し及び子どもたちのよりよい教育環境について、八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会及び八百津町小中学校統合に向けた専門家会議における協議結果、各小学校区で実施しました保護者説明会や全町民を対象に実施しました住民説明会の結果を踏まえ、令和8年3月に策定しました八百津町小中学校統合基本構想に基づき、条例の一部改正を提案させていただくものです。

2ページをお願いします。

条例の一部改正の内容につきまして、第1条第2項、別記1、小学校の名称及び位置を示す表中の八百津小学校・八百津町八百津3784番地、和知小学校・八百津町和知1227番地、錦津小学校・八百津町伊岐津志1806番地、久田見小学校・八百津町久田見2741番地を（仮称）八百津小学校・八百津町八百津3784番地に改めます。

3ページをお願いします。

第1条第3項、別記2、中学校の名称及び位置を示す表中の八百津中学校・八百津町野上916番地4、八百津東部中学校・八百津町久田見3376番地1を（仮称）八百津中学校・八百津町八百津3784番地に改めます。

附則です。

この条例は、令和14年4月1日から施行する。

提案説明、八百津町小中学校統合基本構想に基づき、現在の小学校及び中学校をそれぞれ統合し、新たに小学校及び中学校を併設する小中一貫型の学校を設置するため、条例の一部を改正する。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

アディエ三恵さん。

○3番（アディエ三恵） 日頃は八百津町の子どもたちのために切れ目のないご支援をいただきありがとうございます。

小中学校統合を進めるに当たり、スクールバスの有無は保護者にとって最も大きな関心事の一つです。実際、八百津小学校区の多くの保護者はスクールバスが運行されることを前提に捉え、今回の統合に賛成している印象を受けます。一方で、現時点ではスクールバスについての確約ができないとの説明もいただきました。

この認識のずれが保護者の不安につながっていると考えますが、町執行部として、この事案についてどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。お願いします。

○議長（後藤一夫） 社本教育長。

○教育長（社本勝義） お答えします。

校区が広がるということは、子どもたちの通う足については十分な配慮が必要だというふうに考えています。

スクールバスについてのご要望については、十分に私も理解しておりますので、今後、いろんなご意見をいただきながら検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（後藤一夫） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第5、議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

別冊補正予算書、議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）をご用意いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

令和8年度八百津町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1617万5000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億2261万5000円とするものでございます。

初めに7ページ、歳出をお願いいたします。

上段の表、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費は、補正前の額に24万7000円を追加して4598万3000円とするもので、17節、備品購入費におきまして、I C旅券用交付窓口端末機器購入費が物価高騰により不足となるため補正をお願いするものでございます。

財源は、全額、県支出金の戸籍住民基本台帳費事務移譲交付金でございます。

中段の表、3款1項7目、臨時福祉給付金等給付事業費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付に伴い、高齢者世帯応援券交付事業を実施するため、新たに1547万7000円を追加するもので、10節、需用費は、応援券送付用封筒及び応援券の印刷製本費で50万4000円、11節、役務費122万円は、応援券の郵送料の通信運搬費102万円と、商工会への取扱事務手数料の20万円でございます。

12節、委託料90万8000円は、応援券のデザインをはじめ、チラシやポスターの作成、封入封緘、発送までを一括して委託するものでございます。

18節、負担金、補助及び交付金1284万5000円は、応援券換金助成金で5000円の応援券、75歳以上の1958世帯2569人分でございます。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金671万8000円と一般財源が875万9000円でございます。

下段の表、7款5項1目、住宅管理費は、補正前の額に45万1000円を追加して、3693万9000円とするもので、10節、需用費におきまして、伊岐津志地内の町有住宅における温水器の取替修繕費用でございます。財源は、一般財源でございます。

以上で歳出の説明を終わりました、6ページにお戻りいただき、歳入をお願いいたします。

上段の表、15款2項6目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、高齢者世帯応援券交付事業の財源となる交付金で、新たに671万8000円を追加するものでございます。

中段の表、16款1項3目、県事務移譲交付金は、補正前の額に24万7000円を追加して、349万円とするもので、I C旅券用交付窓口端末機器購入費の財源となる戸籍住民基本台帳費事務移譲交付金でございます。

下段の表、20款1項1目、繰越金は、本補正予算の一般財源として、補正前の額に921万円を追加して1億2470万5000円とするものでございます。

以上で、議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わ

ります。

○議長（後藤一夫） 以上で議案説明を終わります。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第61号までの各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました委員会議案審査付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

ただいまから委員会開催のため、暫時休憩いたします。

なお、審査終了後、直ちに本会議を開催いたします。

再開時刻は追って連絡いたします。

午前10時43分休憩

午前11時30分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第5、議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題といたします。

ただいま議題としております各案件は、建設文教常任委員会及び総務民生常任委員会にそれぞれ審査が付託してありますので、これより各委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

最初に、建設文教常任委員会委員長 安藤峰行さん。

（建設文教常任委員会委員長 安藤峰行 登壇）

○安藤建設文教常任委員会委員長 今臨時会において、当委員会に審査が付託されました案件につきまして、本日、委員全員の出席により開催いたしました委員会において、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）（所管分）、以上2件について審査いたしました結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、建設文教常任委員会の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） ただいまの建設文教常任委員会委員長の報告に対して質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で建設文教常任委員会委員長の報告に対しての質疑を終結いたします。

（建設文教常任委員会委員長 安藤峰行 降壇）

○議長（後藤一夫） 次に、総務民生常任委員会委員長 アディエ三恵さん。

（総務民生常任委員会委員長 アディエ三恵 登壇）

○アディエ総務民生常任委員会委員長 今臨時会において、当委員会に審査が付託された案件につきましては、本日、委員全員の出席により開催いたしました委員会において、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）（総括及び所管分）、以上1件について審査いたしました結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、総務民生常任委員会の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） ただいまの総務民生常任委員会委員長の報告に対して質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で総務民生常任委員会委員長の報告に対しての質疑を終結いたします。

（総務民生常任委員会委員長 アディエ三恵 降壇）

○議長（後藤一夫） これにて、委員長報告を終わります。

これより、議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）まで、以上2件の一括討論を行います。

各案件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第60号 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

各委員長報告は原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤一夫） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤一夫） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました事件について、閉会中の継続調査の申出がありました。

申出の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、今臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで金子町長からご挨拶をいただきます。

町長 金子政則さん。

(町長 金子政則 登壇)

○町長（金子政則） 令和8年第4回八百津町議会臨時会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日7月16日に開会し、1日間でありましたが、令和8年第4回八百津町議会臨時会

を招集させていただきましたところ、条例関係 1 件、補正予算 1 件の計 2 件の議案につきまして、慎重審議賜り、全ての議案ご承認いただきました。誠にありがとうございました。

ご承認いただきました 2 件の議案につきましては、円滑な町政推進のため、職員一丸となって取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 金子政則 降壇)

○議長（後藤一夫） 本日開催されました臨時会は、議員各位の極めて熱心なご審議により、ここに全ての事件を滞りなく議了いたしました。議事運営に対する各位のご協力に厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和 8 年第 4 回八百津町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時41分閉会

会議の次第について、相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

1 番 議 員

2 番 議 員